

政策提言と政策立案とは

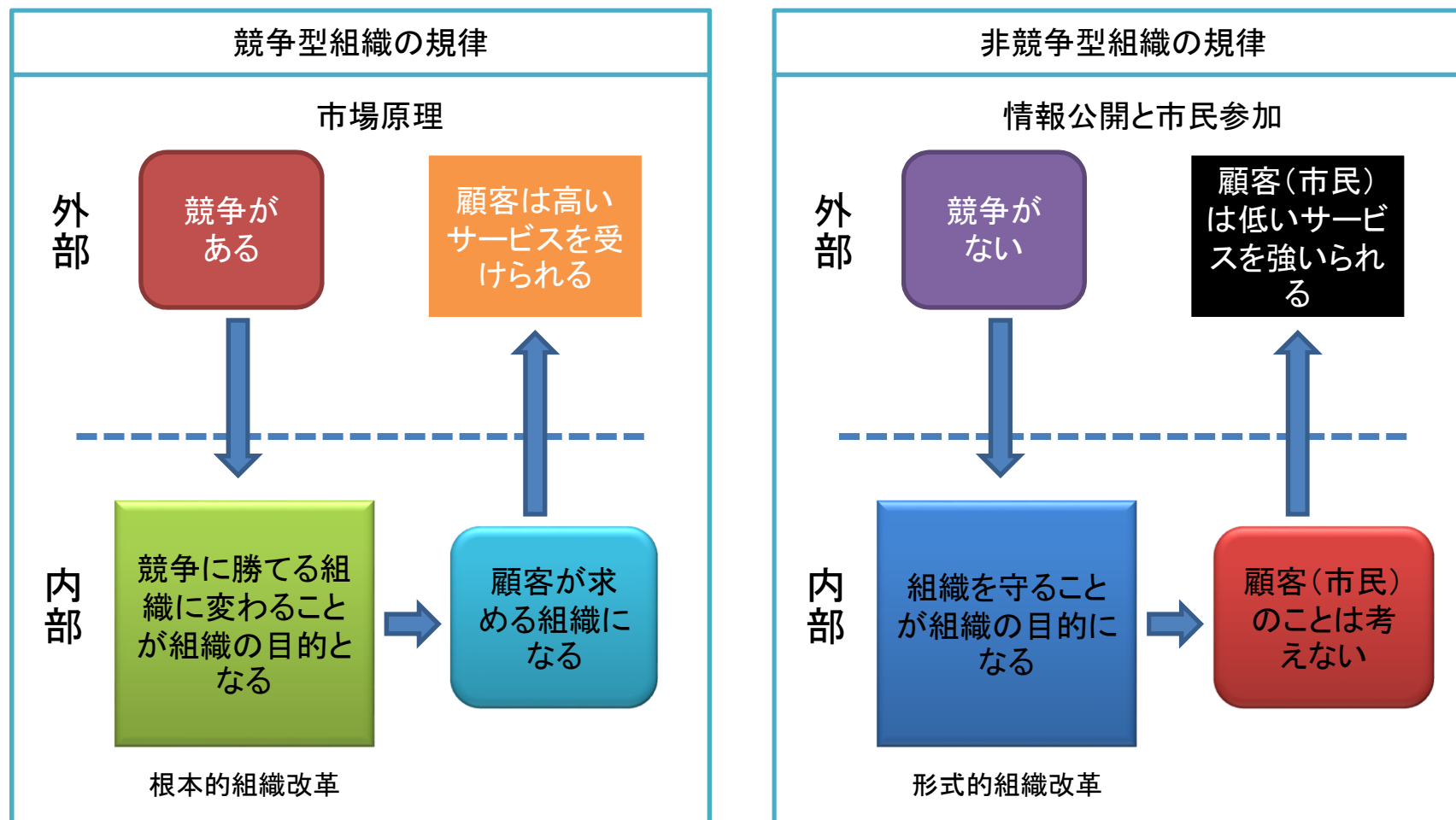
平成27年11月11日

NPO法人公共政策研究所
水澤雅貴

目 次

1. 政策立案と政策提言とは？
2. 政策サイクル
3. 議会におけるアジェンダ(課題)設定
4. 根室市議会基本条例における政策サイクル
5. 政策サイクルによる議会運営
6. 住民に開かれ住民と歩む議会を目指して

組織の自己規律（組織をコントロールするルール）



議会における

- ・情報公開は、会議の公開、議事録の公開、議会だより、議会中継(ライブ・録画)、ホームページ、賛否の公開他
- ・市民参加は、請願・陳情、懇談会、議会報告会、パブリックコメント、議会モニター、傍聴他

公共組織の自己規律を維持するためには、市民への情報公開と市民参加による外部化(市民の目)がなければ、市民に高いサービスを提供する公共組織の自己規律が保てない。**市民への情報公開と市民参加が非競争型組織である議会を市民が求める組織に変える。**

1. 政策立案と政策提言とは？

根室市議会基本条例

(議会の活動原則)第2条第2項 議会は、市民の多様な意見や専門的知見を的確に把握し、必要な調査を実施して市政に反映させるための議会運営に努め、政策立案、政策提言機能の充実強化に努める。

根室市議会基本条例解説(用語解説)

政策立案：市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を議会に提案することを言います。

政策提言：市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の中で市長等に対して提案することを言います。

(討論による合意形成及び政策提言等)第12条第3項 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努める。

(議会事務局の体制整備)第17条 議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努める。

議会基本条例における政策立案と政策提言の規定

	根室市	釧路市	帯広市	芽室町	幕別町
政策立案 政策提言	(議会の活動原則) 第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を評価及び監視するものとする。 2 <u>議会は、市民の多様な意見や専門的知見を的確に把握し、必要な調査を実施して市政に反映させるための議会運営に努め、政策立案、政策提言機能の充実強化に努める。</u> 3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯等の説明責任を果たすものとする。 4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に定めるもののほか、この条例を踏まえ、議会運営に関わる条例、規則、申し合わせ事項を継続的に見直す。 5 議会は、市民の議会への関心を高めるように、市民に対してわかりやすい視点、方法等により議会運営に努める。	(市長等との関係の基本原則) 第6条 <u>議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等により市政の発展に取り組むものとする。</u>	(議会の活動原則) 第2条 <u>議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</u> (1) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。 (2) 市民を代表し意思決定する議決機関として、市長等執行機関の市政運営に対する評価、監視機関としての役割を果たすとともに、<u>政策立案、政策提言機能の充実強化を図ること。</u> (3) 市民の多様な意見や専門的知見等を的確に把握し、必要な調査を実施して、市政に反映させるための議会運営に努めること。 (4) 市民にとって分かりやすい言葉を使うなど、市民の傍聴及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。 (5) 地方分権の進展に的確に対応するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行うこと。 (6) この条例に定めるもののほか、この条例をふまえ、別に定める会議規則、委員会条例及び議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直すこと。	(基本理念) 第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。 2 <u>議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。</u> 3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。 4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。	(議会の活動原則) 第3条 <u>議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</u> (1) 町民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正及び透明性を確保し、町民に信頼される開かれた議会を目指すこと。 (2) 町民を代表し意思決定する議決機関として、町長等執行機関の町政運営に対する評価及び監視機関としての役割を果たすとともに、<u>政策立案及び政策提言機能の充実強化を図ること。</u> (3) 町民の多様な意見を的確に把握し、必要な調査を実施して、町政に反映させるための議会運営に努めること。 (4) 町民にとって分かりやすい言葉を使うなど、町民の傍聴及び参加の意欲を喚起する議会運営に努めること。

道内37議会基本条例における政策立案と政策提言の規定

NO	名称	規定
1	栗山町議会基本条例	○
2	今金町議会基本条例	○
3	知内町議会基本条例	○
4	福島町議会基本条例	○
5	名寄市議会基本条例	×
6	三笠市議会基本条例	×
7	北海道議会基本条例	○
8	鹿追町議会基本条例	○
9	帯広市議会基本条例	○
10	和寒町議会基本条例	×
11	白糠町議会基本条例	×
12	豊浦町議会基本条例	○
13	旭川市議会基本条例	○
14	北竜町議会基本条例	○
15	釧路市議会基本条例	○
16	登別市議会基本条例	○
17	足寄町議会総合条例	○
18	士別市議会基本条例	○
19	大空町議会基本条例	×
20	根室市議会基本条例	○

NO	名称	規定
21	浦幌町議会基本条例	○
22	札幌市議会基本条例	○
23	芽室町議会基本条例	○
24	夕張市議会基本条例	×
25	江別市議会基本条例	○
26	遠軽町議会基本条例	○
27	八雲町議会基本条例	○
28	むかわ町議会基本条例	○
29	七飯町議会基本条例	○
30	幕別町議会基本条例	○
31	留萌市議会基本条例	○
32	安平町議会基本条例	×
33	広尾町議会基本条例	○
34	富良野市議会基本条例	○
35	芦別市議会基本条例	○
36	石狩市議会基本条例	○
37	網走市議会基本条例	○

規定あり	30(81%)
規定なし	7(19%)

(注) ○×の基準は「議会の活動原則」、「議会の役割」、「自由討議による合意形成」等の規定に政策立案・政策提言の規定があるかにより判断

(注) 自治体議会改革フォーラム 議会基本条例制定状況(2015年9月18日現在)

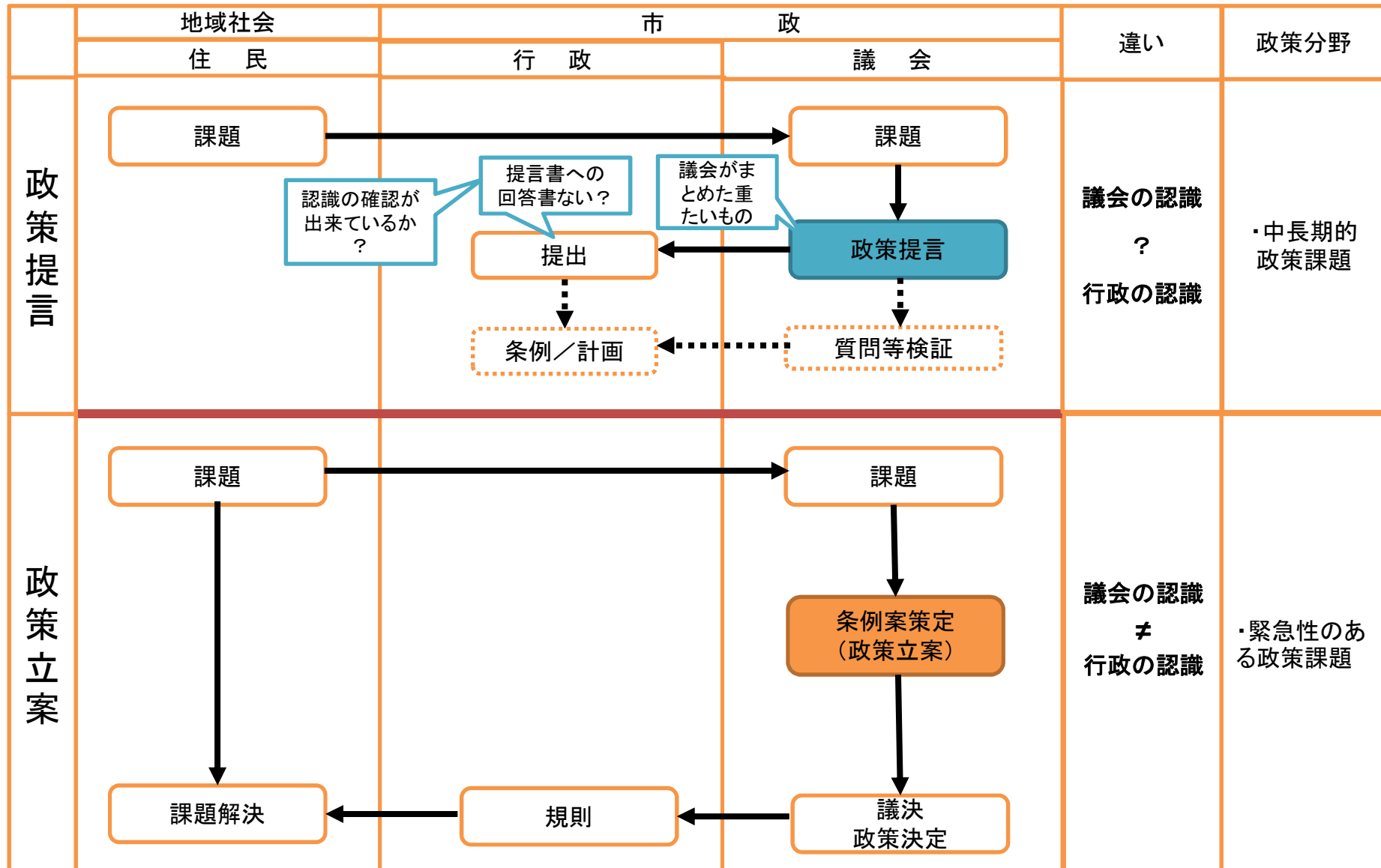
議会基本条例における「政策立案」「政策提言」の用語解説

	根室市議会議会基本条例	留萌市議会議会基本条例	夕張市議会議会基本条例
用語解説	政策立案：市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な<u>くみに関する条例案を議会に提案すること</u>を言います。 政策提言：市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で<u>市長等に対して提案すること</u>を言います。	・「政策立案」とは、市政における課題の解決を図るため、政策を自ら構想し、その実現のために必要な条例案などを議会に提案(＝<u>自ら立案</u>)したり、<u>議案の修正や決議等により、議会自らが提案する政策案を市の政策等に反映させるために、市長に働きかけること</u>をいいます。 ・「政策提言」とは、市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策について、本会議の質問の場や委員会の審議の場などで、<u>市長等に対して提案(＝判断を相手に委ねる)すること</u>をいいます。	(6)【政策提言】 ○ 市長や行政側が提案する議案(予算など)に対して、議会の考えを提言することです。 (7)【政策立案】 ○ 市民の様々な意見を収集、把握して起きている問題・課題への対応策(これも政策の一つです) を作り上げることです。

	登別市議会議会基本条例	札幌市議会議会基本条例	八雲町議会議会基本条例
用語解説	議会の役割の一つである政策提案を推進するため、議員個々から提案された事項を議会全体の意思として確立することについて定めています。 提案された事項は、該当する常任委員会または各会派における協議を経た後、議会運営委員会において決定のうえ、議会全体の政策として市長に提案することとしています。	第3号では、議会は複雑高度化する市政課題等について調査研究を行い、<u>自ら政策を立案</u>したり、これを市長等に提言を行ったりする役割を担うことを定めています。	町民や町民団体等との意見交換を行って町政に対する課題等を聴取し、政策を形成するための力を高めるとともに、政策を提案する機会を広げていくものです。

(注)夕張市議会基本条例では「政策提言」「政策立案」については、前文にはあるが、条文にはない。解説は前文中の解説となっている。

政策提言と政策立案の違い(現状)



議会としての「政策提言」と「政策立案」の区分(仮説)

政策提言と政策立案とは何か？ ⇒ 多くの議会基本条例では曖昧では？

政策提言は言うだけ？ ⇒ 相手に判断を委ねるとは？

政策立案のタイミングは？ ⇒ 政策提言と政策立案の制度設計の明確化

議会で全会一致した政策提言(重たい)(住民の課題解決策)に対する首長の可否表明を明確にすべきではないか？ ⇒ ここが不明確であるため、政策立案への移行ができないのではないか？

首長は採用(合意)の政策提言をどのように反映するのか、不採用(合意せず)の政策提言は不採用の理由を付けて、首長から表明されるべきではないか？

不採用(合意せず)の政策提言は政策立案に発展する場合もある。

提案: 以下のように政策提言と政策立案を区分してはどうか

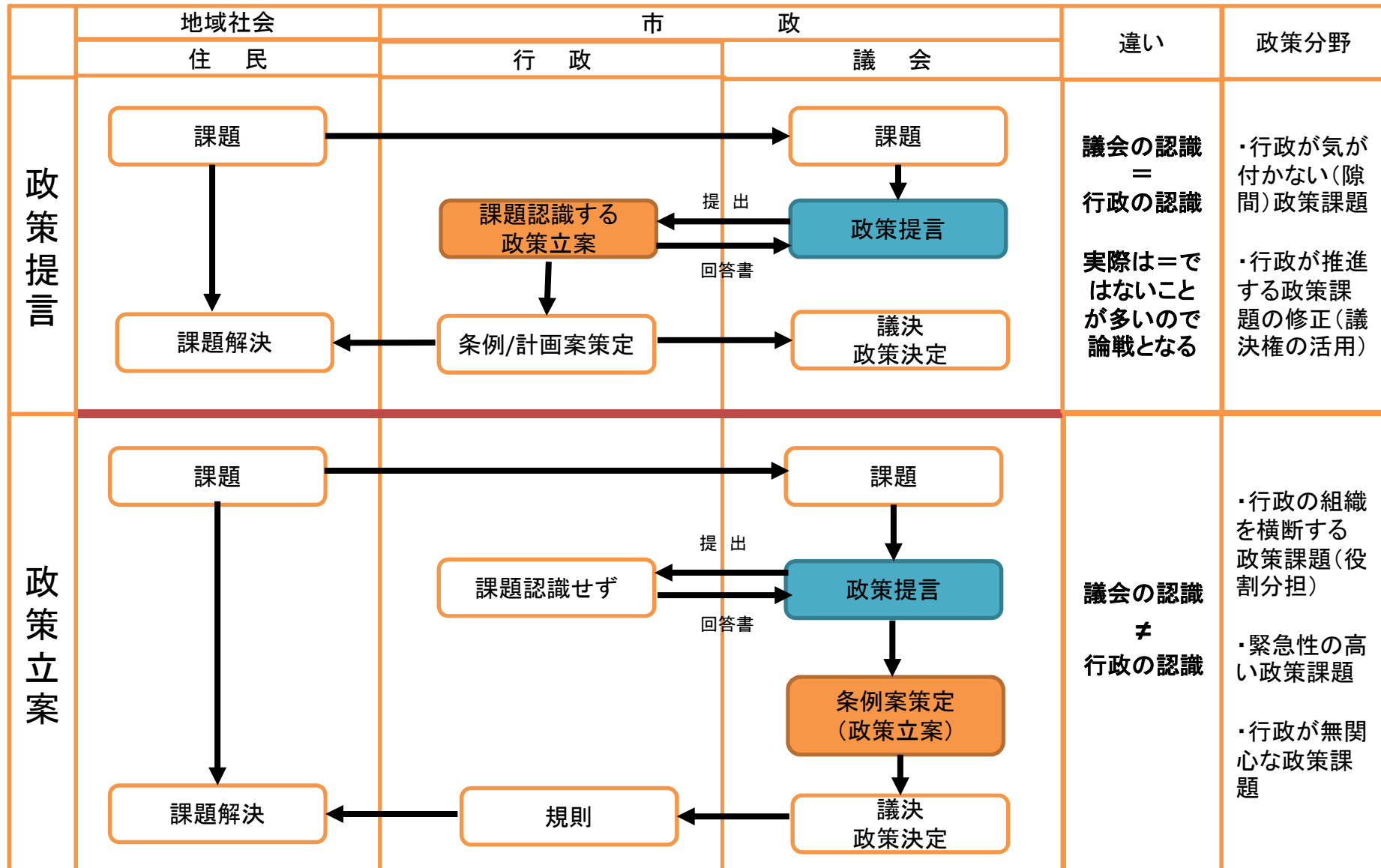
「政策提言」は首長との合意(認識)の可能性のある政策課題

実際は、即合意することはないので、議会と首長との論戦となる。

その結果、折り合えない場合、重要な政策課題は政策立案へ移行。

「政策立案」は首長との合意(認識)の可能性がなく(≠)、かつ、重要な政策課題

政策提言と政策立案の違い(仮説)



ある地方議会議員のなげき

議員立法(議員による条例案提出)

私のこの任期2.5年の間では皆無でした。私自身もやったことはありません。

議員には、条例案を作る能力はありません。

「能力がない！」と開き直っていていいのかどうか分かりませんが、現実的に無理なものは無理です。

今までの経験では、せいぜい「～～条例案を作るように市長に求める」意見書提出が関の山でした。意見書は、市長を拘束するものではありません。

条例案は、単に日本語で文章を書くだけではなく、既存の法体系、条例全てを把握した上で、まじなものを作らなくてはならないのです。
ある種の特殊な訓練と経験が必要です。

国会議員の場合は、エキスパートであるはずの政策秘書が付いているので、政策秘書が作ればいいのですが、地方議会では低コストで運営しているので、そのようなスタッフを付ける事は出来ません。

また、条例案は、提出する時点で完璧な状態の文章であることが前提とされています。
結論は、可決か否決かどちらかだけです。

原則として、議会の場で修正するということは出来ないのです。

いやでも、今度やってみようかな。

条例に知財権はないはずなので、よその市の条例をコピーしてきても問題ないはず。

(注)2013.11.12投稿 蕨市議保谷武氏のブログより

毎日新聞社説:議員提案の条例 統一選でも積極提起を

地方議会が議員提案で防災、空き家対策など政策に関する条例を制定する動きが広がりつつある。毎日新聞の集計によると2011年4月以降、274議会で可決している。

自治体の立法とも言える条例の立案にこれまで地方議会がほとんど関与せず、首長が提案を事実上独占してきたことがそもそも異常だった。地域の課題に議員が取り組み「住民から遠い地方議会」の印象を変えていく有力な手段だ。統一地方選でも大いにプランを競ってほしい。

地方議会が自ら提案して定める条例は通常、議員の報酬や定数、運営ルールに関わるものだ。政策に関する条例の大多数は首長が提案し議会が審査、可決して制定される。東京都議会を例にとると、平成以降の26年間で議員提案で制定された政策条例は2件しかない。

こんな状況を見直し、国会の議員立法のように地方議会でも政策条例を立案、制定する取り組みが目立ってきた。さいたま市議会が11件、横浜市議会は10件もの政策条例を11年4月以降に議員提案で制定した。

これまで地方議会が提案に及び腰だった背景には、首長の権限を侵しかねないとの慎重論が根強かった事情がある。地方自治法は首長が予算を編成し執行する権限を定めており、議会は予算措置を伴う条例の立案を必要以上に自制してきた。だが、予算を伴う政策条例であっても首長と事前にテーマなどを調整しておけば制定に問題はない。

防災、空き家対策、いじめ、自殺防止など役所がタテ割りで動きにくい場合や、迅速な対応が必要な課題は議員提案になじみやすい。首長と敵対するよりも、役割分担をしつつ領域を拡大するのが現実的だろう。

もちろん課題もある。たとえば、酒席などの「乾杯」に地酒などを用いることをすすめるいわゆる「乾杯条例」がこのところ議員提案でよく制定されている。アピール効果をいちがいに否定はしないが、最近では地域振興策などの肉付けもせず、他の自治体の条例をほぼそのままコピーしたような安易さも目立つ。

また、超党派で提案する場合は協議会で成案を得て提案する方法が一般的なため、議場での審査がおろそかになりやすい懸念もある。住民の意見をきちんと反映させる手続きを確保しないようでは、議員提案の意義は薄れる。条文作りを支える議会事務局など要員の確保も、中身のある条例を作ろうとすればするほど課題となるだろう。

市議会における議員・委員会提出による政策的条例の実態

【11-5】議員提出による新規の政策的条例案

(平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日、71 市 104 件)

都道府県	市区名	人口 段階	条例案名	議決態様
北海道	札幌市	H	映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例	原案可決
北海道	小樽市	C	小樽市非核港湾条例案	否決
北海道	小樽市	C	小樽市非核港湾条例案	否決
北海道	小樽市	C	小樽市非核港湾条例案	否決
北海道	小樽市	C	小樽市非核港湾条例案	否決
北海道	芦別市	A	芦別市再生可能エネルギー利用促進条例	原案可決
北海道	北広島市	B	北広島市資源ごみ等持ち去り防止に関する条例	原案可決

(注) 全国市議会議長会 市議会の活動に関する実態調査結果: 平成26年中 議員提出による議案

【12-5】委員会提出による新規の政策的条例案

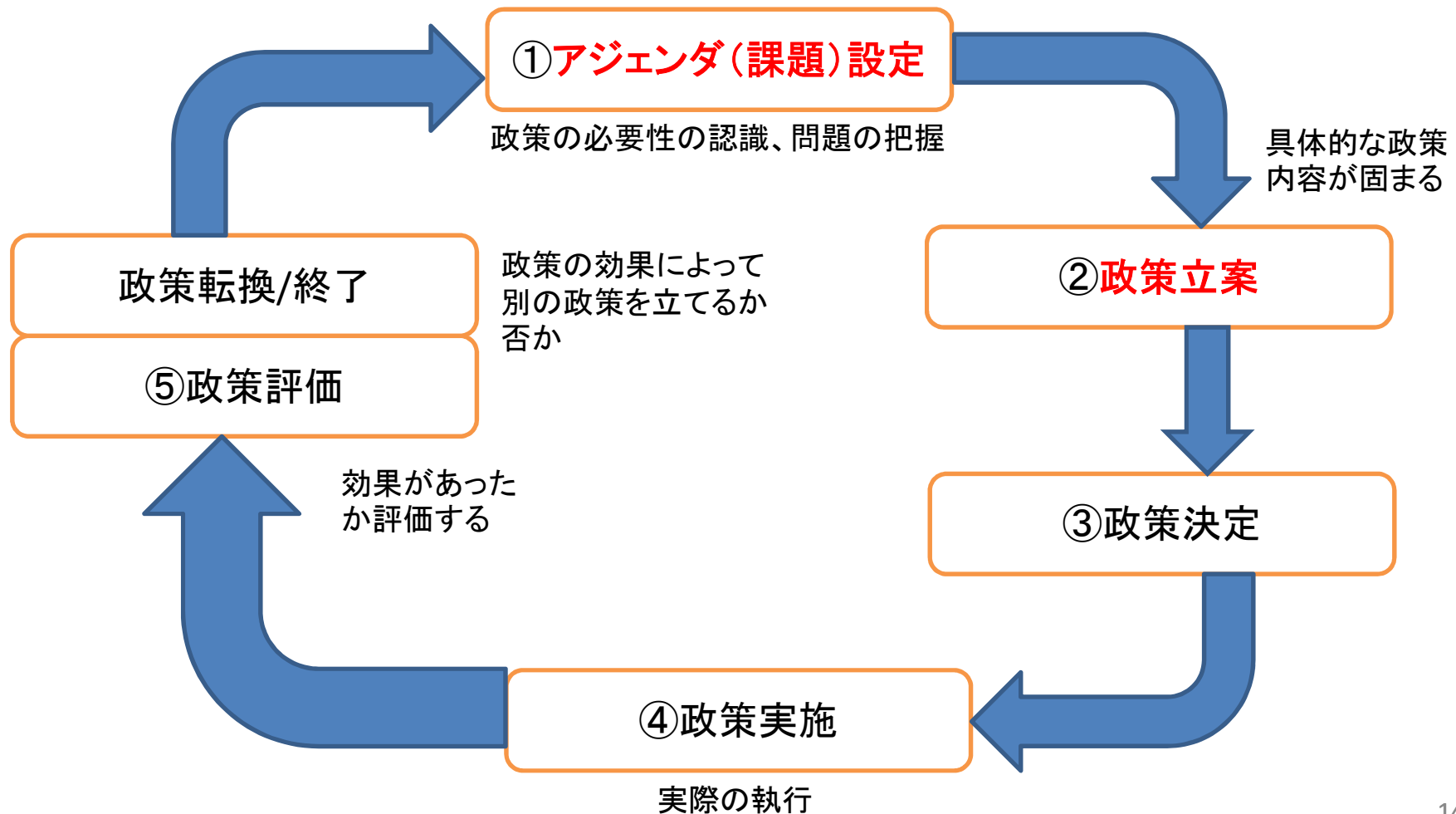
(平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日、20 市 22 件)

都道府県	市区名	人口 段階	条例案名	議決態様
北海道	小樽市	C	小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例案	原案可決

(注) 全国市議会議長会 市議会の活動に関する実態調査結果: 平成26年中 委員会提出による議案

2. 政策サイクル

政策はどのようにしてつくれ、実現されていくのだろうか。ここでは5段階で把握する考え方に基づいて説明する。特に重要なのが課題設定であり、どの政策主体（住民・議会・行政）の意見が多く反映されるかによって、政策の性格が形成される。



アジェンダ(課題)設定とは

アジェンダ設定は公共政策(公共的問題を解決するための解決の方向性と具体的手段)が作成されるために、まず解決されなければならない公共問題(社会で解決すべき問題と認識された問題)が発見されることが前提となる。つまり決定以前の段階で「何を決定するか」を決める前段階が重要なのである。このアジェンダとは、政策決定に関わる行政内外の人々が注意を払うべき論点・課題・解決策のことを指す。

アジェンダとは要するに「議題」のことだが、分かりやすく言えば、「土俵」に例えられる。個々の公共政策が決定されるためには、まずそもそも検討の「土俵」に乗らなければ話にならないからだ。

この、個々のテーマを検討の土俵に乗せることを「アジェンダ設定」という。土俵に乗ることで、初めて課題が課題として認知され、政策決定に至る可能性が出てくる。これを逆の面からみると、利害関係者にとっては、都合の悪いテーマをアジェンダに乗せないという「戦略」(「非決定」の操作)が出てくる。

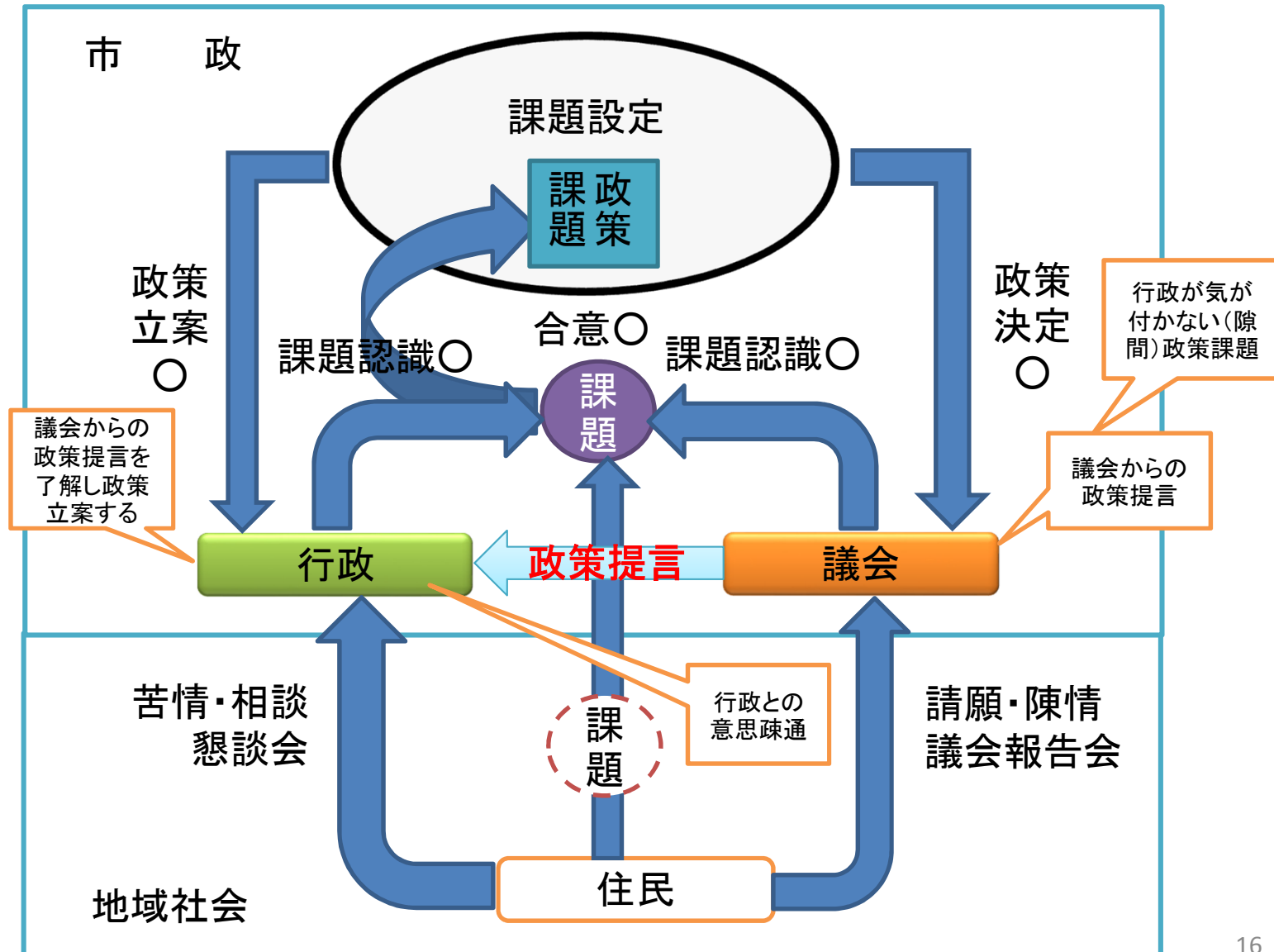
(水澤注)非決定の操作:意図的に道理に反する決定をすること

「アジェンダに着目する意義は、何が決定されるかだけでなく、何が決定されないかにいかに注意を向けるところにある」

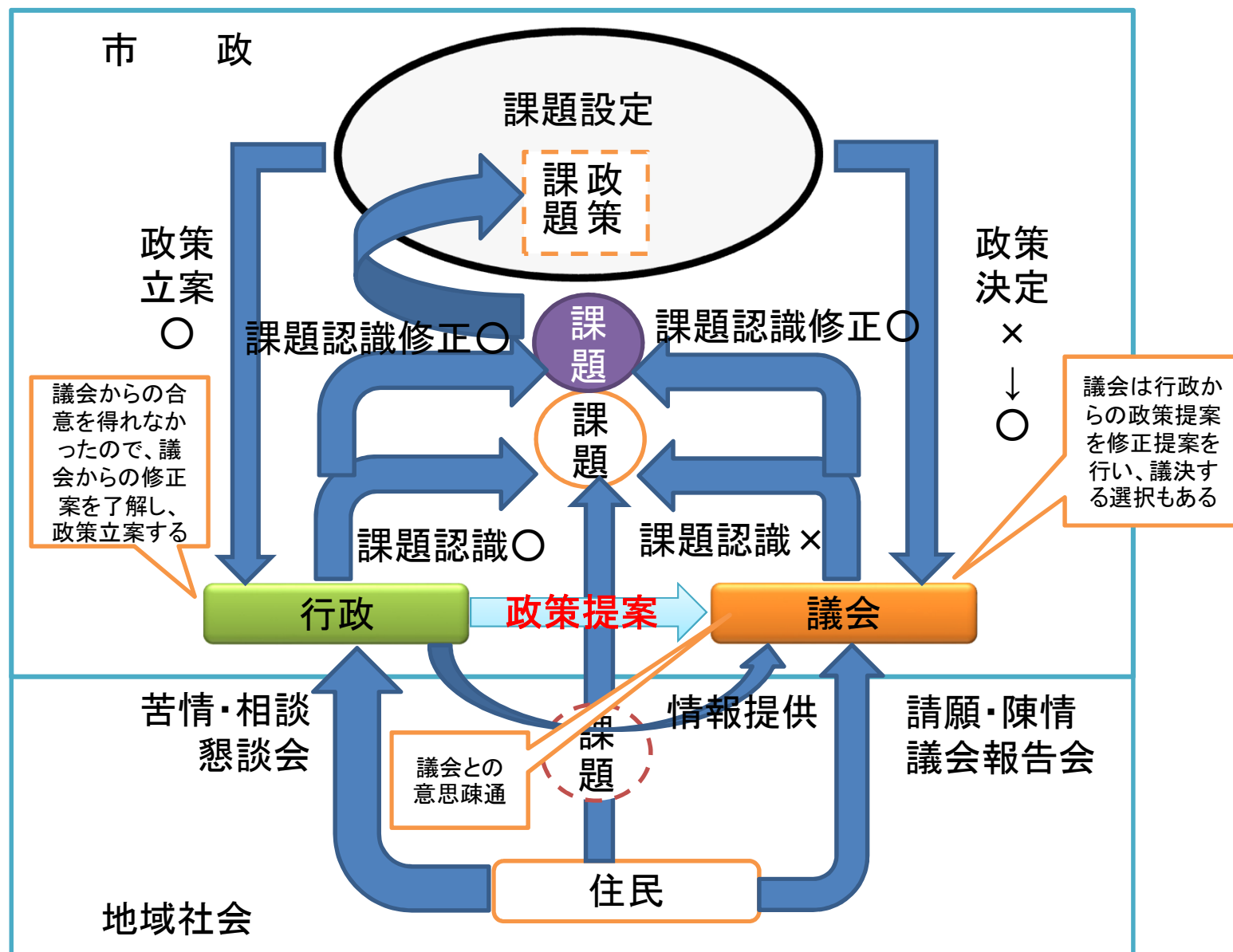
(一部参照:「公共政策学の基礎」著者: 秋吉貴雄,伊藤修一郎,北山俊哉 有斐閣 2010/12)

行政と議会のアジェンダ設定(政策競争)

課題設定のパターン1: 行政と議会が課題の認識が一致(政策提言)

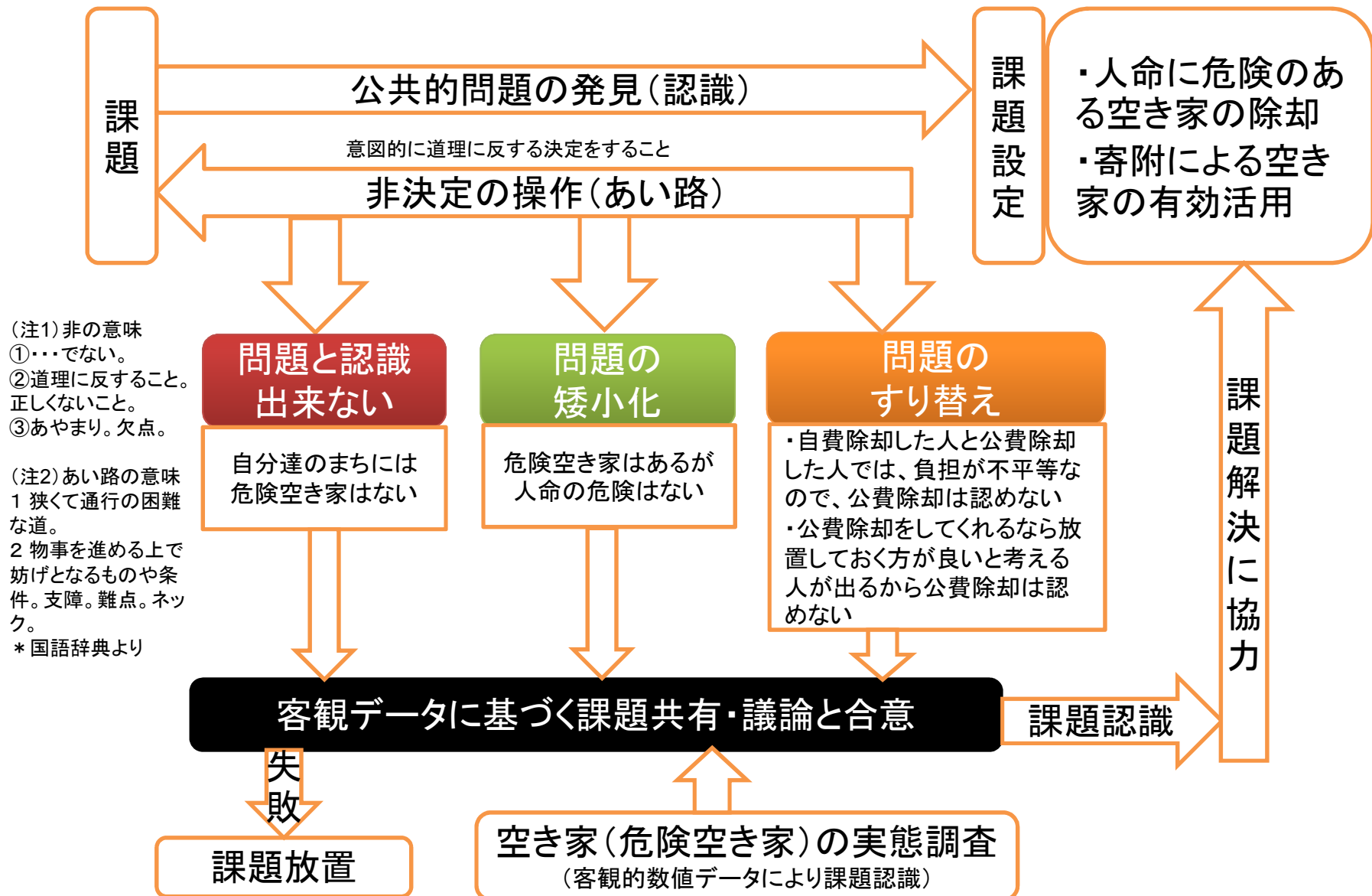


課題設定のパターン2: 行政と議会が課題の認識が不一致と修正により一致
行政に課題認識があるが議会に課題認識がない場合

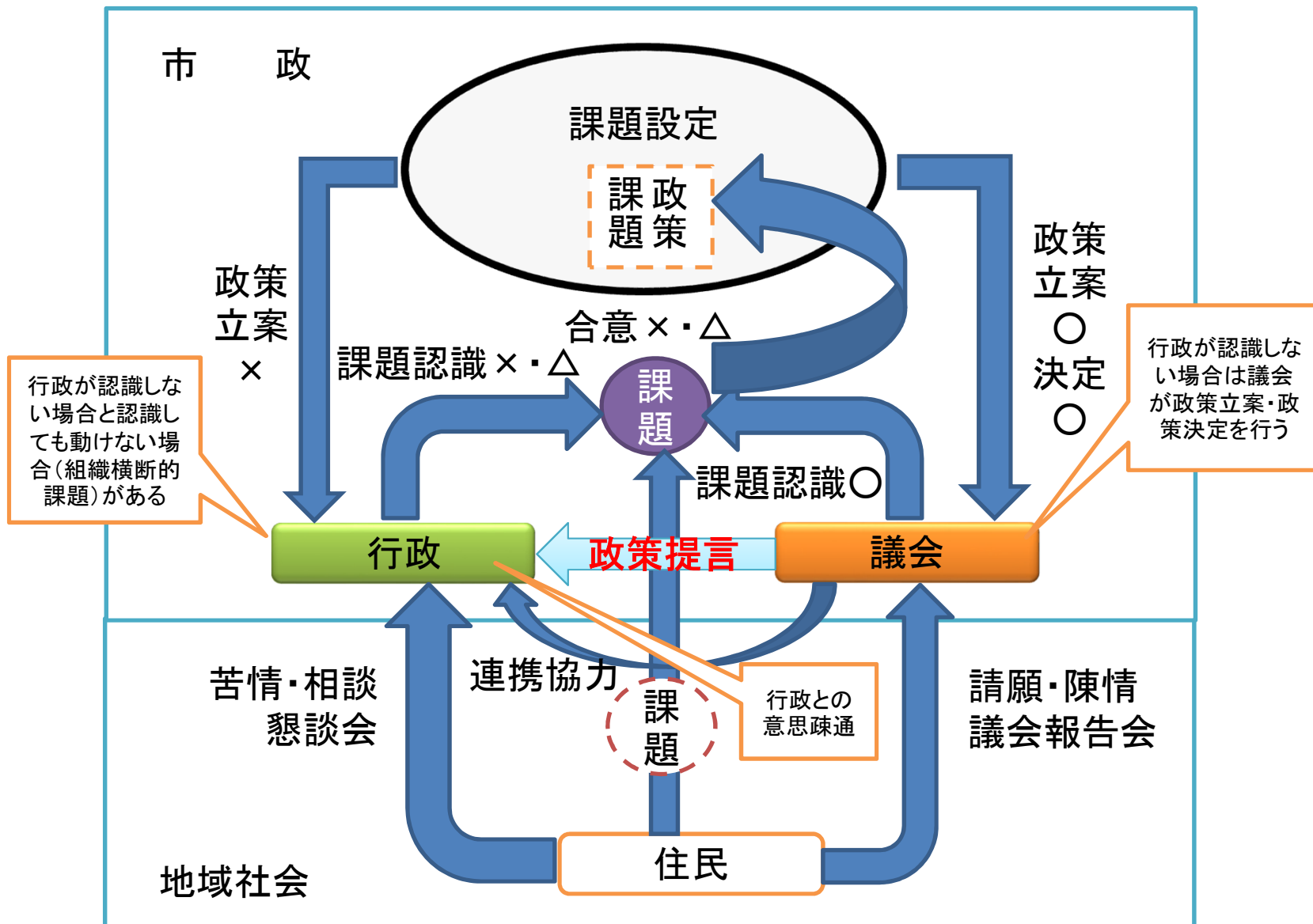


アジェンダ(課題)設定のあい路

空き家問題を例に課題設定を考える。

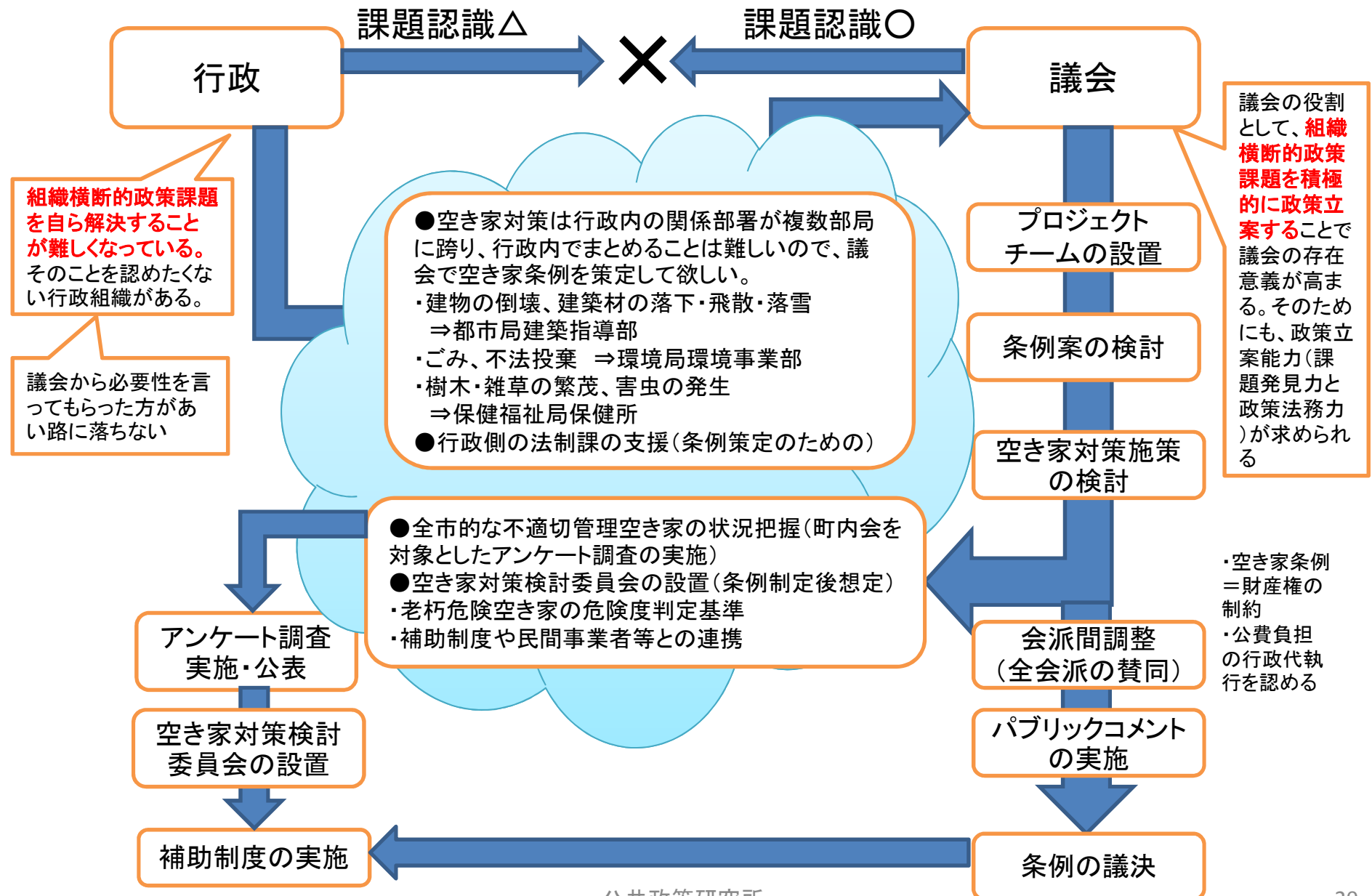


議会に課題認識があるが行政に課題認識がない場合（政策立案の場合）

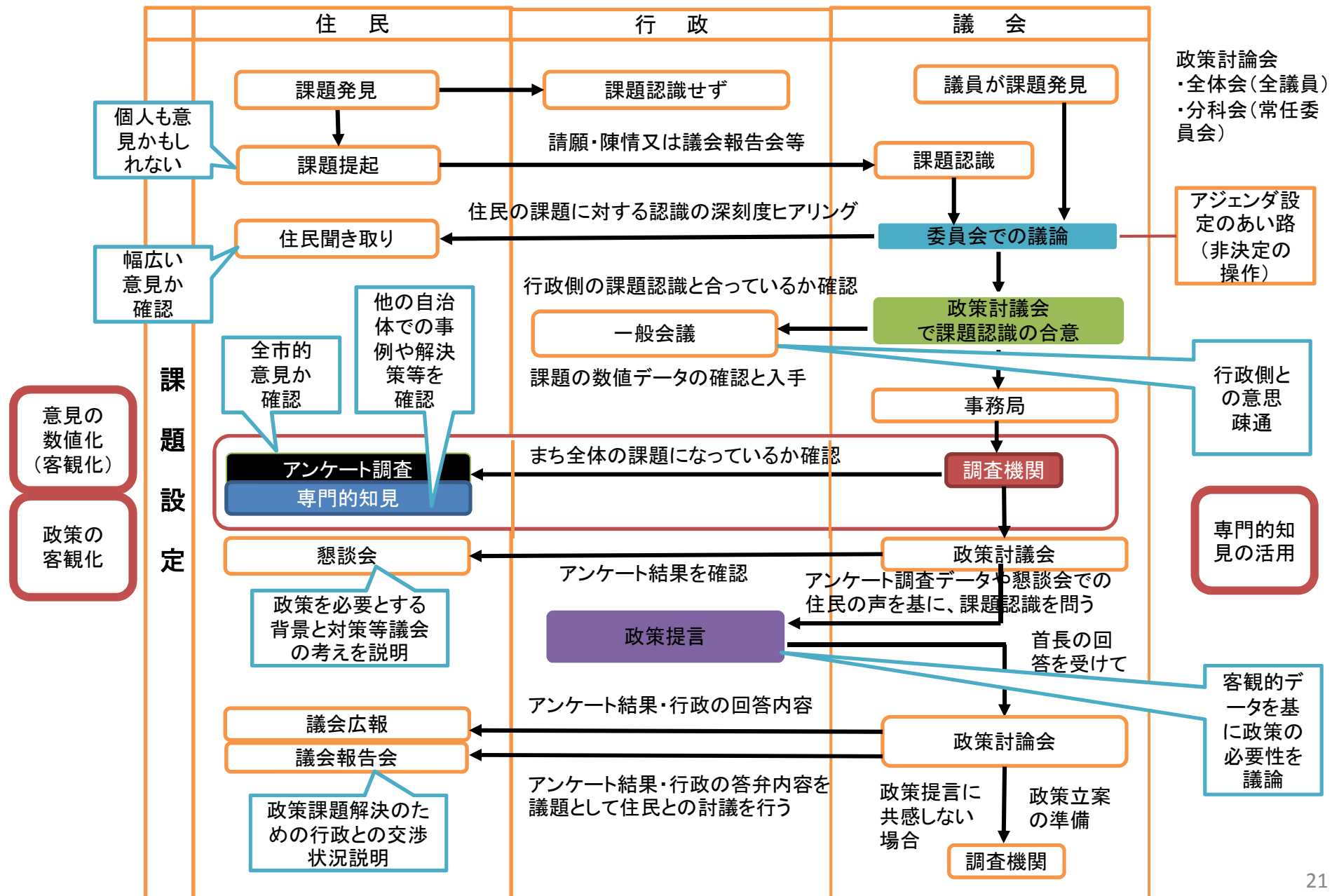


行政と議会が課題の認識が不一致

あるまちの「空き家等対策条例」検討過程における、議会に課題認識があるが、行政には課題認識がない場合の事例

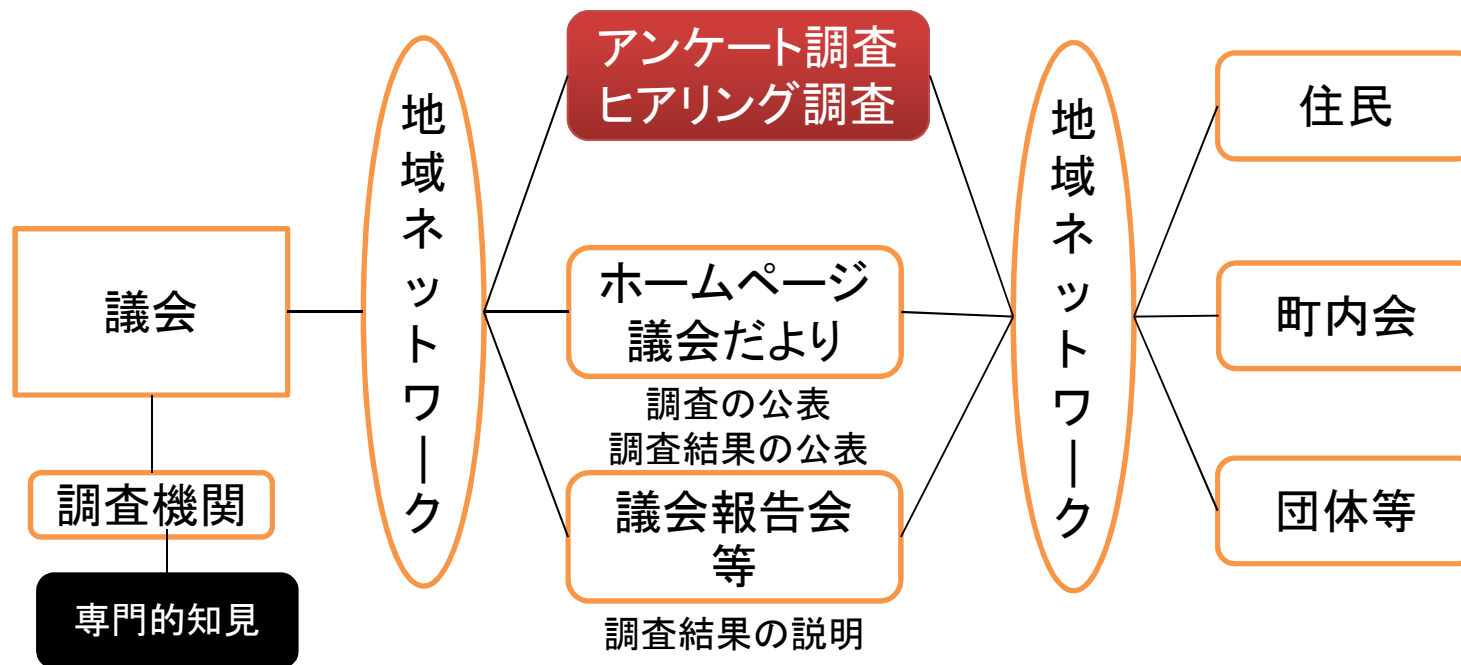


3. 議会におけるアジェンダ設定(議会の機関として取組む場合)



議会が行うアンケート調査

- ・アンケート調査は課題の数量化により、課題の影響度を判定することができる。
- ・アンケート調査を行政だけでなく、議会も行うことで、地域課題の発見競争が可能となる。
- ・極力、調査・分析を議会議員が率先で行うことと専門的知見の活用で、地域課題に近づける。



1. アンケート調査

- ①調査対象(被害者か加害者か)
- ②調査目的(何を調査するのか)
- ③調査項目(何を知りたいのか)
- ④分析(何を言いたいのか)

2. アンケート調査方法

- ①調査票の送達方法
 - ・戸別配布
 - ・郵送
 - ・広報誌に入れて他
- ②調査票の回収方法
 - ・戸別回収
 - ・郵送
 - ・持参

3. 分析

- ①議会事務局
- ②外注

JR留萌―増毛間、廃止容認79% 留萌市議会が市民調査

11/07 07:00、11/07 09:52 更新 北海道新聞(どうしん電子版)

【留萌】JR北海道が2016年度中の廃止方針を示している 留萌線 の留萌―増毛間について、留萌市議会が市民対象に行ったアンケートで、「廃止は当然」と「廃止はやむをえない」の廃止容認派が79・8%に上った。一方、自由記述では留萌―深川間の廃止を危惧する意見が目立った。

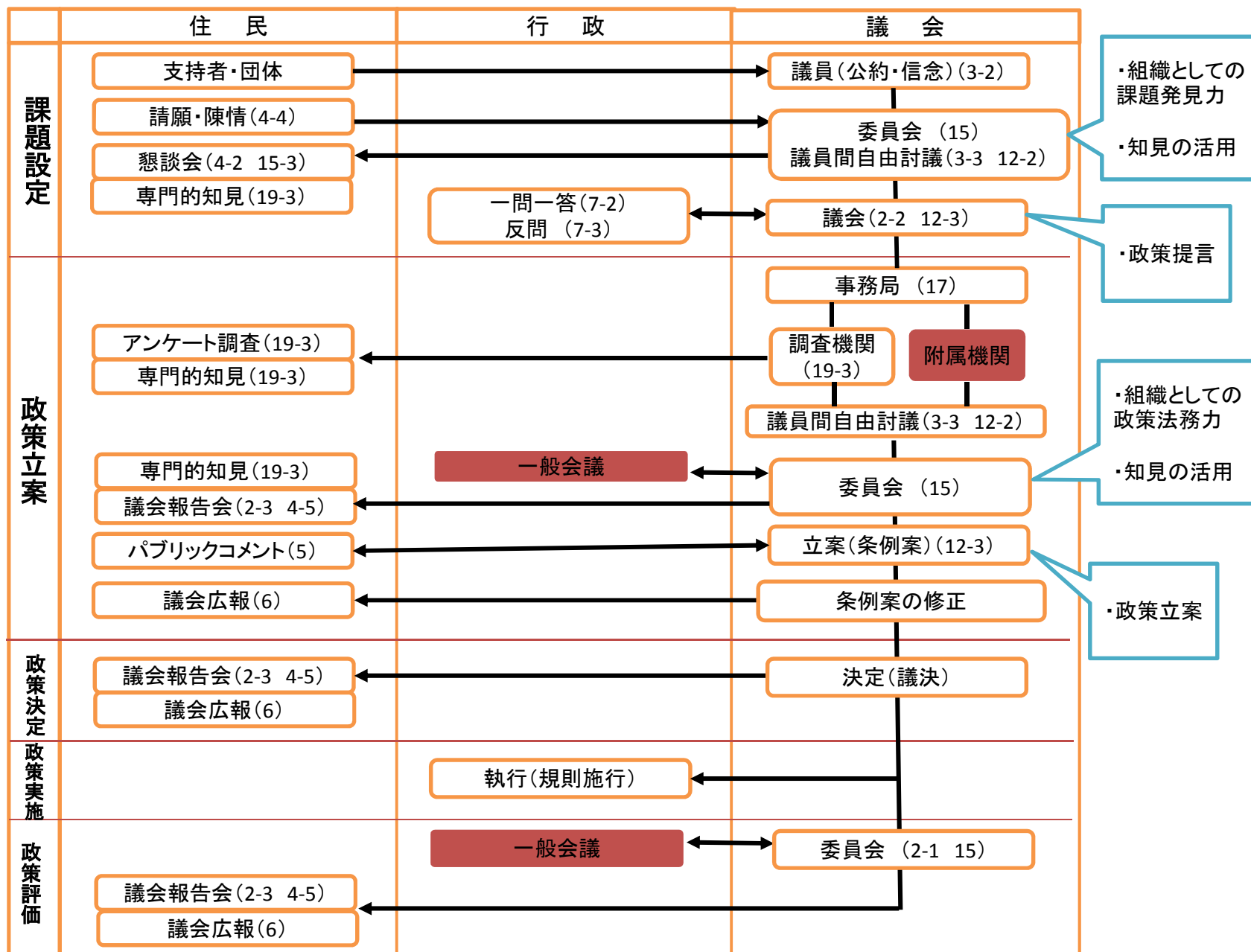
アンケートは全市議16人が街頭や町内会などで10月26日から11月1日まで実施。全世帯の1割にあたる1122人から回答を得て、6日の市議会留萌線検討対策会議(座長・野崎良夫議長)で速報値が公表された。

「留萌―増毛間を利用しているか」の設問では、「いつも利用」「時々利用」が合わせて10・6%の一方で、「ほとんど利用しない」が88・7%に上った。「廃線になると地域経済に影響が出るか」との問いには、「ほとんど影響はない」が30・3%で、「大きな影響が出る」の10・1%を大きく上回った。

自由記述では「留萌線はバスで十分」などと廃止を容認する内容もあったが、「近いうちに留萌線全線(の廃止)を考える時代が来る」「留萌―深川間は死守すべきだ」などと危機感がにじむ意見も目立った。

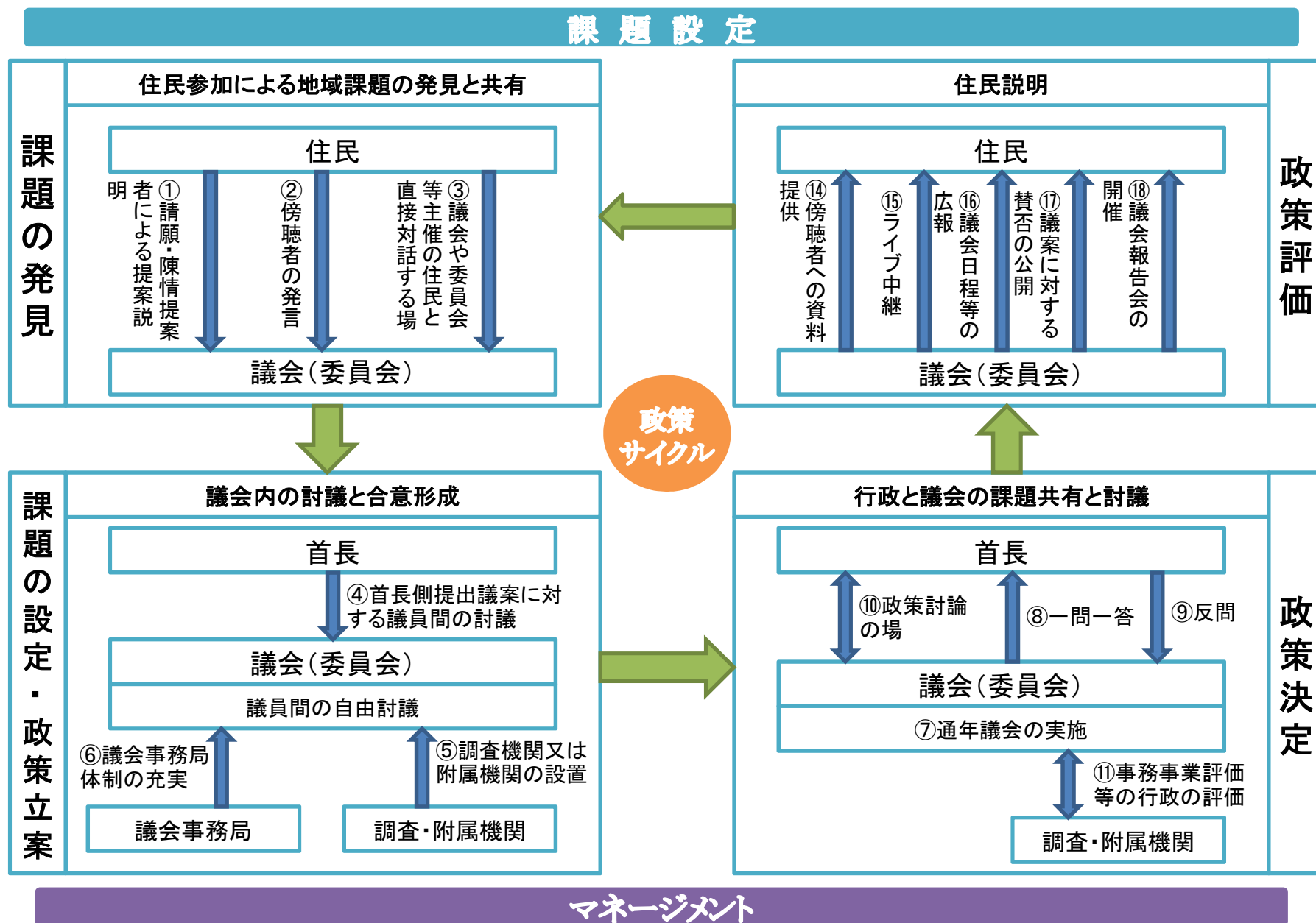
市議会はこの意見とアンケート結果を踏まえ、JRや国土交通省、道に対し要望書や意見書を提出する考え。

4. 根室市議会基本条例における政策サイクル (注) ()は根室市議会基本条例の条項

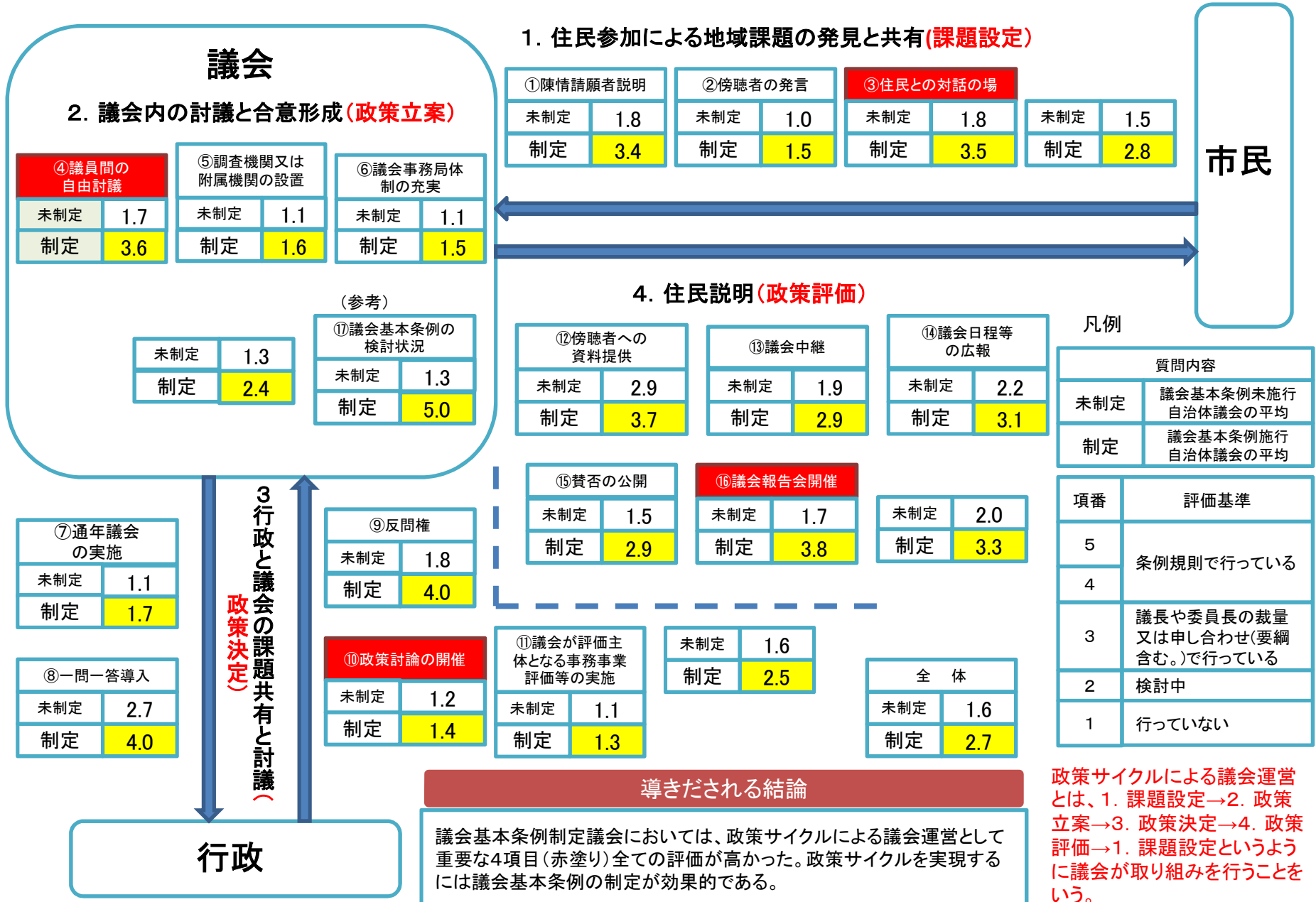


5. 政策サイクルによる議会運営

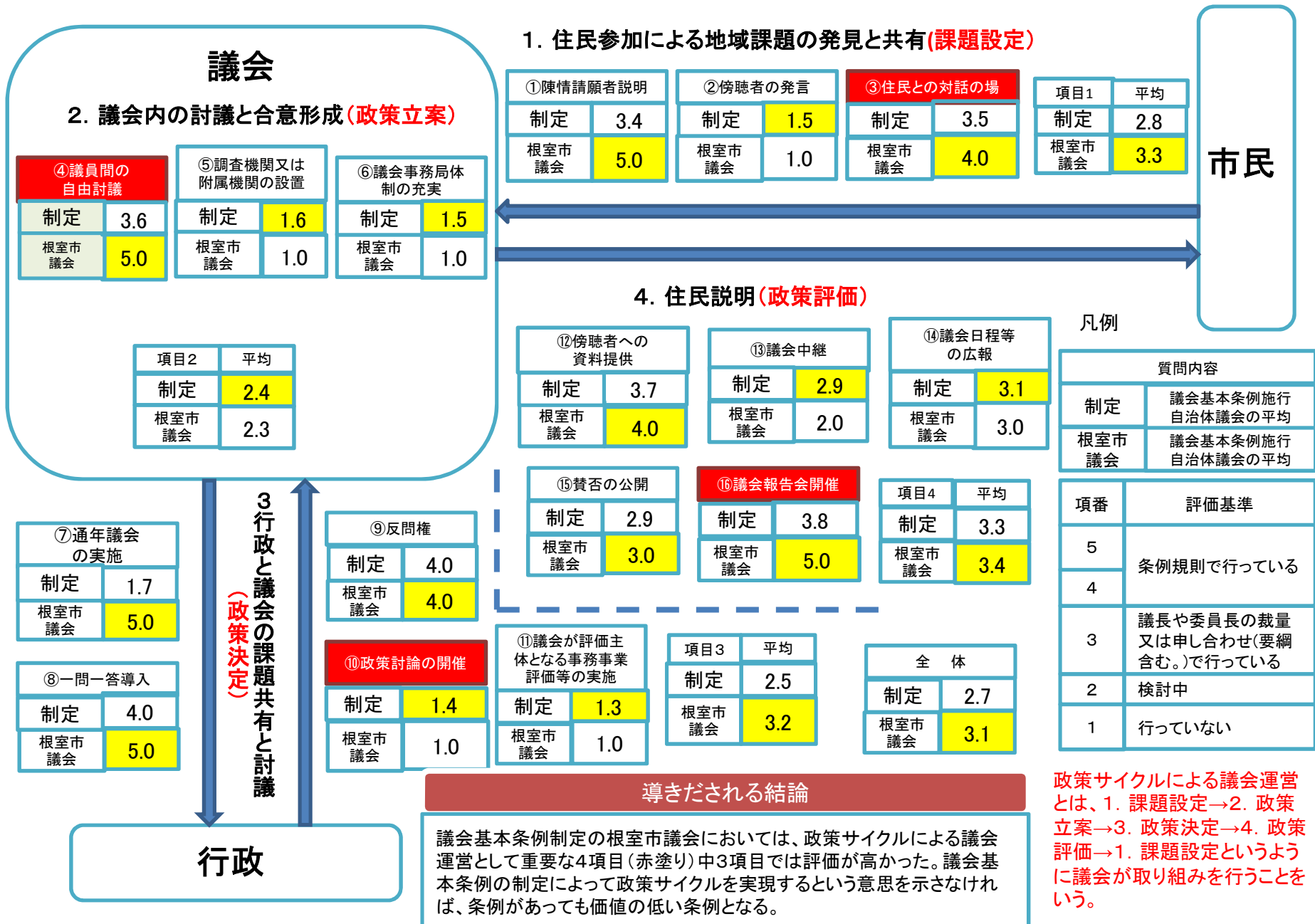
(注) 公共政策研究所が実施した2014年自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査の構成



2014アンケート調査の結果（議会基本条例施行・未施行比較）



2014アンケート調査の結果（議会基本条例施行・根室市比較）

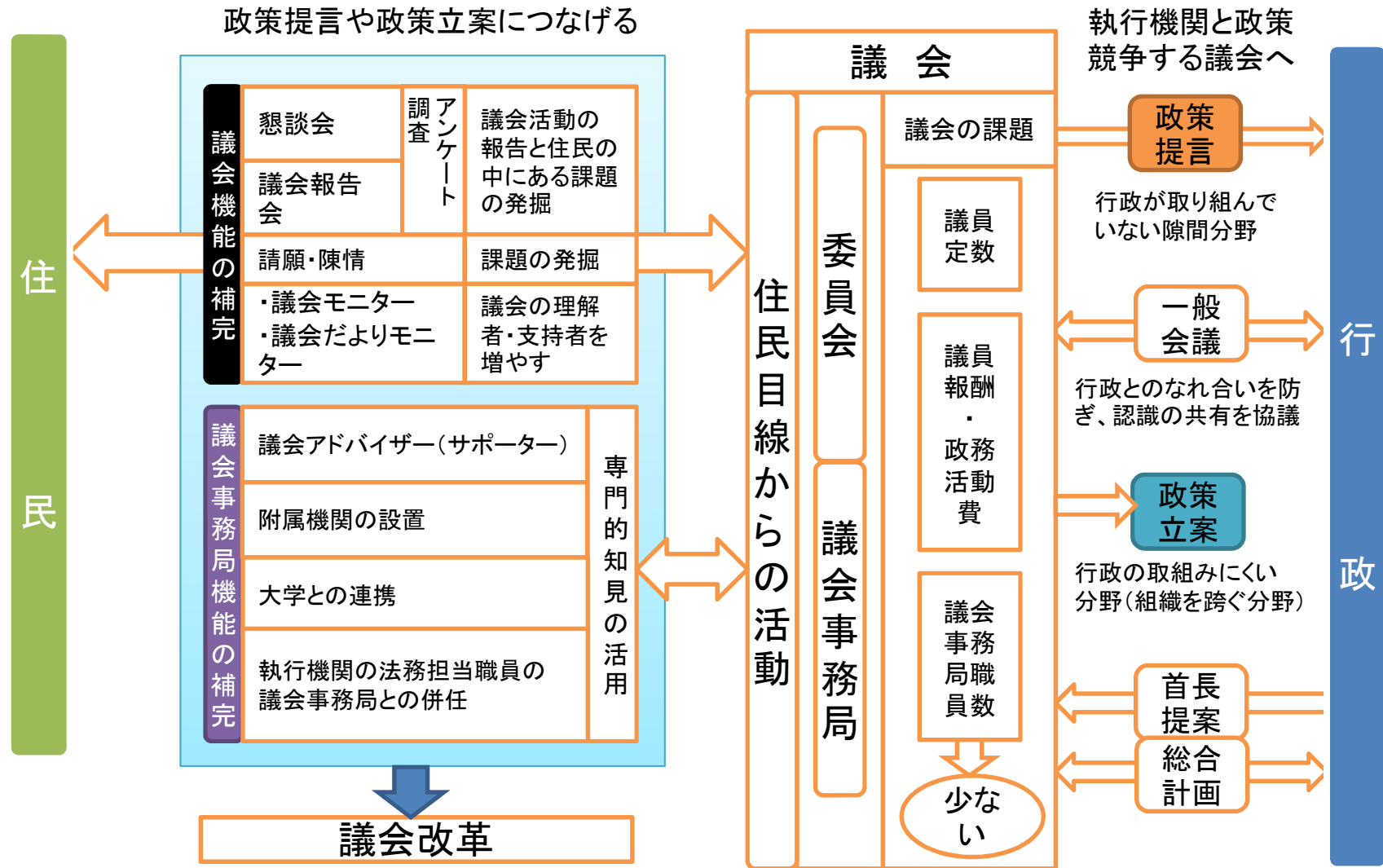


2014アンケート調査の結果 議会基本条例制定議会の比較

NO	自治体議会	地域課題の 発見と共有	議会内の討議 と合意形成	行政と議会の 課題共有と討議	住民説明	2014平均	2012平均
1	芽室町	5.0	3.7	5.0	5.0	4.7	2.4
2	福島町	4.7	4.3	4.4	4.8	4.6	4.4
3	栗山町	4.7	3.3	2.4	4.8	3.8	4.0
4	浦幌町	3.7	4.0	2.4	4.0	3.5	2.2
5	幕別町	3.3	3.3	2.2	4.2	3.3	2.1
6	豊浦町	3.3	2.3	3.6	3.6	3.2	2.9
7	根室市	3.3	2.3	3.2	3.4	3.1	1.8
8	足寄町	3.3	2.3	2.6	4.0	3.1	2.8
9	帯広市	3.3	2.3	2.2	3.8	2.9	3.0
10	士別市	3.3	2.3	2.4	3.6	2.9	2.8
11	登別市	3.7	2.3	2.4	3.2	2.9	2.8
12	八雲町	2.7	2.3	2.2	3.6	2.7	1.5
13	今金町	3.7	1.7	2.6	2.6	2.7	2.4
14	和寒町	3.3	2.3	2.2	2.8	2.7	2.7
15	旭川市	2.7	3.0	2.4	2.4	2.6	2.3
16	七飯町	2.0	2.3	2.6	3.2	2.5	1.7
17	江別市	2.7	2.7	2.0	2.2	2.4	1.6
18	名寄市	1.7	2.3	2.2	3.2	2.4	2.7
19	安平町	2.0	1.0	2.2	3.8	2.3	1.8
20	釧路市	2.3	1.0	2.2	3.2	2.2	2.1
21	北竜町	2.0	2.3	2.4	2.2	2.2	2.6
22	北海道	2.3	2.3	1.6	2.2	2.1	2.1
23	むかわ町	2.3	1.3	2.2	2.6	2.1	1.8
24	三笠市	2.0	1.0	1.6	2.8	1.9	2.3
25	遠軽町	1.0	1.0	2.8	2.6	1.9	1.6
26	白糠町	2.0	1.0	2.6	2.0	1.9	1.8
27	札幌市	1.7	1.7	1.0	2.6	1.8	1.6
28	大空町	1.0	1.0	1.4	3.2	1.7	1.9
平均		2.8	2.3	2.5	3.3	2.7	

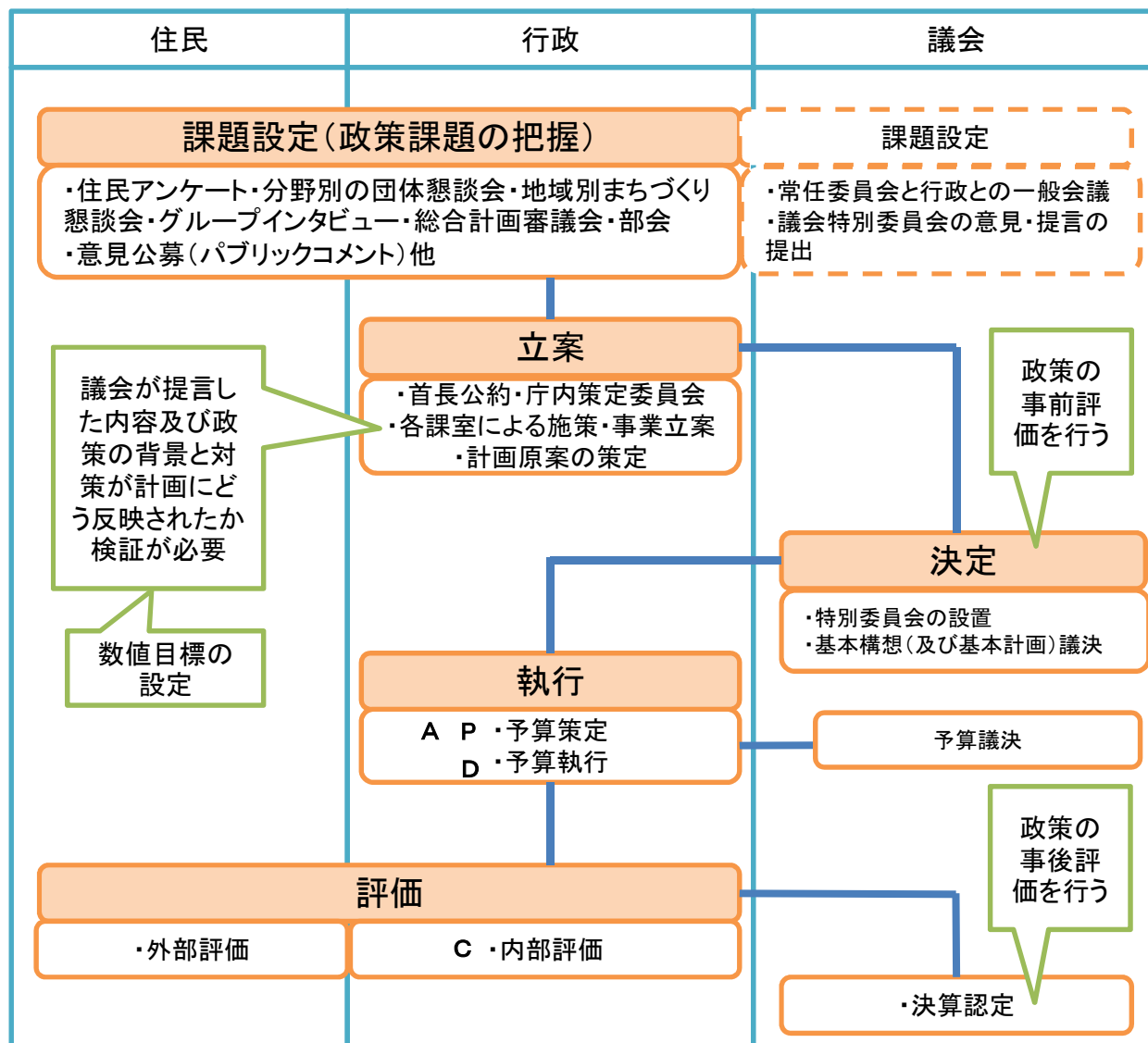
(注) 公共政策研究所による2014年自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査より

6. 住民に開かれ住民と歩む議会を目指して



(注)参考文献:「地方創生に向けた町村議会の対応」全国町村議長会・道州制と町村議会に関する研究会 平成27年3月

総合計画における政策サイクル



議会は総合計画への提言として、施策等単位の数値目標の設定を提言することにより、政策の事前・事後評価が分かりやすいと同時に、行政の説明責任を求めることができる。

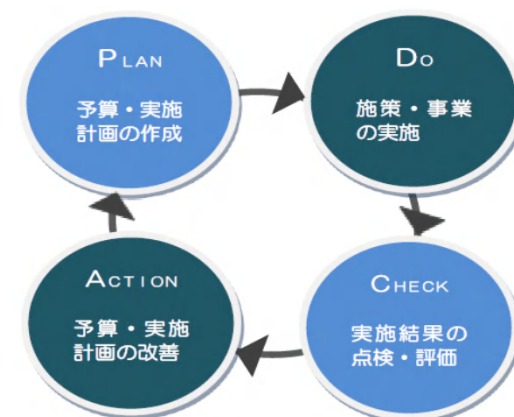
(参考)行政マネジメントサイクル

第5次白老町総合計画より

振興管理のしくみ

●PDCAサイクル(マネジメントシステム)に基づく振興管理体制

◇第5次総合計画では、重点プロジェクトや分野別計画に対応した評価指標を活用した施策の進行管理に取り組むとともに、社会変化や町民ニーズを捉えた柔軟かつ行政サービスの提供に向けて、行政の経営能力を高めるため、PDCAサイクルに基づく効率的で効果的な行政経営を一層推進します。



事業計画の立案=P(計画立案)

○事業計画は、当該年度を起点とする3年間を対象に立案します。

事業計画の実施=D(計画実行)

○年度単位で予算を措置し、事業を実行します。

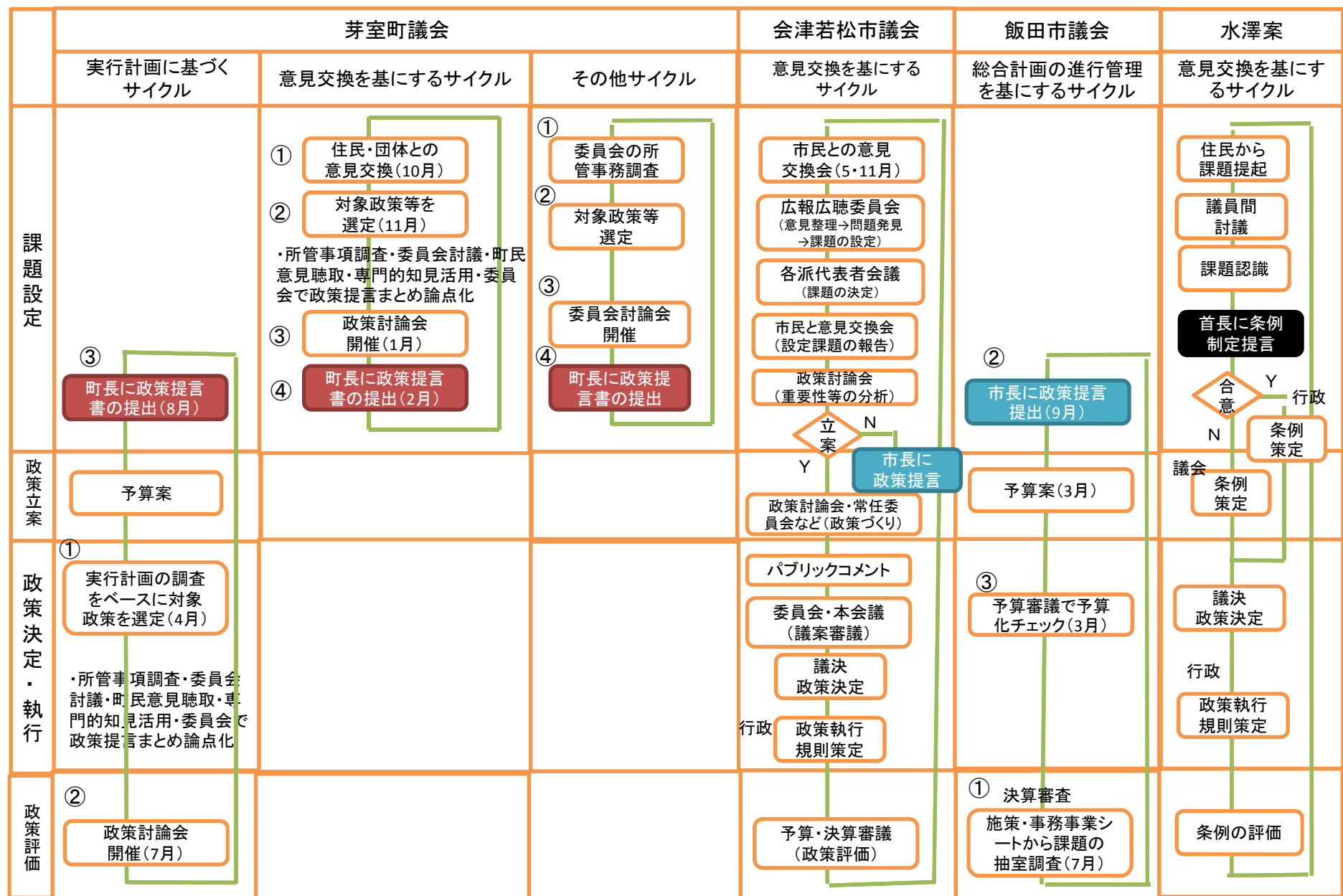
事業成果の評価=C(事業評価)

○事業の結果(成果)について、政策や施策目標達成における有効性や効率性などの観点から事後の評価を行います。

事業の見直し=A(事業改善)

○施策を取り巻く環境の変化を踏まえ事業評価の結果に基づき、継続、強化、縮小、廃止など事業展開の改善を行います。改善結果に基づいて、次年度以降の事業計画(P)を立案します。

議会政策形成サイクルの比較



(注)参考文献 芽室町議会政策形成サイクルの導入について 芽室町議会 平成26年4月
議会からの政策形成 会津若松市議会編集 ぎょうせい 平成23年8月

政策討論会に関する規程等

福島県会津若松市議会	鳥取県浜田市議会	北海道芽室町議会
会津若松市議会政策討論会に関する規程	浜田市議会政策討論会規程	芽室町議会政策形成サイクルの実施運用
(意見の活用) 第13条 議会は、政策討論会において結論として取りまとめられた意見を次の目的のため活用するものとする。 (1) 常任委員会及び議会運営委員会における政策立案 (2) 執行機関への政策提言 (3) その他議会における政策形成への反映 2 議会は、前項に規定する意見のほか、政策討論会において出された意見その他討論の過程で明らかとなった課題等を取りまとめ、議長を通じて全議員に配付するものとし、審議及び政策形成のための討議資料として活用するものとする。	(討論結果等の報告) 第5条 議長は、議題の討論が終了したときは、速やかに討論結果等報告書(討論会において取りまとめられた結論及び討論会において出された意見その他討論の過程で明らかとなった課題等(以下「討論結果等」という。)を取りまとめたものをいう。)を全ての議員に配布するものとする。 (討論結果等の活用) 第6条 議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。 (1) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における政策立案 (2) 市長その他の執行機関への政策提言 (3) その他議会における政策形成への反映	(政策提言の実施時期) 全員協議会(政策討論会)で論点化(全会一致で賛成)した政策提言は、町長に対し議長及び正委員長の連名により政策提言書を提出します。論点化しなかった政策提言は、各委員会において対応を協議し、争点情報として担当課長に対し、正委員長名により政策提言書を提出します。その時期は以下のとおり。 (1) 実行計画を基にするサイクル：8月 (2) 意見交換会を基にするサイクル：2月 (3) その他サイクル：8月、2月、随時

議会と行政・市民との関係

